

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融商品取引業者 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。

二 第一種金融商品取引業 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。

三 第二種金融商品取引業 法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。

四 投資助言・代理業 法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。

- 五 投資運用業 法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。
 - 六 有価証券関連業 法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。
 - 七 主要株主 法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。
 - 八 特定主要株主 法第三十二条第四項に規定する特定主要株主をいう。
 - 九 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。
 - 十 親会社等 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。
 - 十一 子会社等 令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。
 - 十二 関連会社等 令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。
 - 十三 役員 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第九条第二号イに規定する役員をいう。
 - 十四 重要な使用人 府令第九条第二号イに規定する重要な使用人をいう。
- （金融庁長官が定めるもの）

第二条 府令第三百五十条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める者が作成又は記載するものとする。

- 一 府令第三百五十条第一項第一号及び第二項第一号又は同条第一項第三号及び第二項第四号に掲げる書類
類 法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者（第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項第一号に掲げる行為に限る。）を行おうとする者であつて、同号に掲げる行為により出資又は拠出された金銭その他の財産について、投資運用業（法第二十八条第四項第二号又は第三号に掲げる行為に限る。）を行おうとする者、投資助言・代理業を行おうとする者、投資運用業を行おうとする者、法第二十九条の五第二項に規定する業務を行おうとする者又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十六条第二項に規定する業務を行おうとする者に限る。以下この号において「登録を受けようとする者」という。）のうち次のいずれかに該当する者
イ 外国の法令に準拠し、当該外国において投資助言・代理業又は投資運用業と同種類の業務を行つて
いる者
ロ イに規定する者の親会社等、子会社等又は関連会社等

- ハ 登録を受けようとする者（イ又はロに規定する者を除く。ニにおいて同じ。）が法人であるときは、イに規定する者の役員又は使用人であった者が、当該登録を受けようとする者の役員又は重要な使用人となる者
- ニ 登録を受けようとする者が個人であるときは、イに規定する者の役員又は使用人であった者が、当該登録を受けようとする者又はその重要な使用人となる者
- 二 府令第三百五十条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる書類 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者
- 三 府令第三百五十条第一項第四号に掲げる書類 法第三十一条の二第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者
- 四 府令第三百五十条第一項第五号から第九号まで並びに第二項第五号及び第六号に掲げる書類 金融商品取引業者（投資助言・代理業のみを行う者に限る。）
- 五 府令第三百五十条第一項第十号及び第二項第八号に掲げる書類 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者

六 府令第三百五十条第一項第十一号に掲げる書類 法第三十二条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主

七 府令第三百五十条第一項第十二号に掲げる書類 法第三十二条の三第二項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主

八 府令第三百五十条第一項第十三号及び第十四号に掲げる書類 金融商品取引業者

九 府令第三百五十条第一項第十五号及び第二項第十七号に掲げる書類 法第六十三条の三第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等

十 府令第三百五十条第一項第十六号及び第二項第十八号に掲げる書類 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第八項の規定により届出を行う金融商品取引業者等

十一 府令第三百五十条第二項第三号に掲げる書類 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者

十二 府令第三百五十条第二項第七号に掲げる書類 金融商品取引業者（法第三十一条の四第一項の規定により届出を行う場合においては投資運用業を行う者、同条第二項の規定により届出を行う場合におい

ては第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う者に限る。)の取締役又は執行役

十三 府令第三百五十条第二項第九号に掲げる書類 法第三十五条第三項又は第六項の規定により届出を行う金融商品取引業者

十四 府令第三百五十条第二項第十号に掲げる書類 法第三十五条第四項の承認を受けようとする金融商品取引業者

十五 府令第三百五十条第二項第十一号に掲げる書類 法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者

十六 府令第三百五十条第二項第十二号に掲げる書類 外国法人等である金融商品取引業者(府令第九十条第一項に規定する外国法人等である金融商品取引業者をいう。)

十七 府令第三百五十条第二項第十三号に掲げる書類 外国法人等である金融商品取引業者等(府令第九十一条第一項に規定する外国法人等である金融商品取引業者等をいう。)

十八 府令第三百五十条第二項第十四号に掲げる書類 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等

十九 府令第三百五十条第二項第十五号に掲げる書類 法第五十条の二第一項の規定により届出を行う者
二十 府令第三百五十条第二項第十六号に掲げる書類 法第五十条の二第六項の規定による公告をした金融商品取引業者等

二十一 府令第三百五十条第二項第十九号に掲げる書類 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第十三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等

二十二 府令第三百五十条第二項第二十号に掲げる書類 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等

2 前項第二号から第二十二号までの規定は、前項第一号に掲げる書類を、府令第三百五十条第一項又は第二項の規定に基づき英語で作成又は記載していない場合には、適用しない。